

# 令和4年度1月邑南町農業委員会総会議事録

日時：令和5年1月23日（月）

13時30分～

場所：邑南町役場 大会議室

出席農業委員 12名（欠席1名）

1 古川 初登	2 三上 孝行	3 大石 幹夫	4 高木 敏彦
5 椿 徹	6 種 克也	7 植田 眞二	8 沖田 浩
9 日野 静則	10 宮本 武	11 末田 麻里江	12 玄羽 和幸

出席推進委員 1名

15 山崎 勉
---------

## 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議案

- ・議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第2号 基盤強化促進法第19条による農用地利用集積計画の公告について
- ・報告第1号 農地法第3条の3の規定による相続等の届出について
- ・報告第2号 非農地通知発出状況について

その他

(1) 事務連絡

(2) その他

会議の概要

議長	<p>邑南町農業委員会の第10回総会、これより開催致します。</p> <p>(会長あいさつ)</p> <p>それでは議事に入りますけども、議事録署名人は今月は10番の宮本さんと11番の末田さん、今月の議事録署名人をお願いします。</p> <p>最初の案件が私の担当案件になってますので、三上さんの方と議長を交代します。よろしくお願いします。</p> <p>～議長交代～</p>
代理	<p>それでは5条の案件が会長の案件でございますので、議事の方代わって進めたいと思います。事務局の方、045-19の案件について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、そうしましたら議案第1号、農地法第5条の規定による許可について、1件説明させていただきます。議案書の1ページをお開きください。</p> <p>申請番号045-19、農地の所在は日貫××、登記地目田、面積1181㎡、有償の所有権移転です。譲渡人は〇〇〇〇、譲受人は●●●●です。転用目的は町営住宅建設で、申請事由としましては申請地に町営住宅、日貫若者定住促進住宅を建築したいため、です。所要面積は土地造成1181㎡、町営住宅6棟、284.56㎡、駐車スペース及び倉庫101㎡です。この土地は第2種農地です。農用地区域外です。法第5条第2項ただし書きにより許可出来るものと判断をしております。</p> <p>以上1件です。</p>
代理	<p>はい、それでは会長、この案件に関しまして意見や調べてきたことの説明をお願いします。</p>
1番	<p>本件につきましては、去年の3月の、農用地区域の除外申請の際に申し上げた案件でございます。その際に詳細を申し上げましたけども、その後の移動、または変更があったかもしれんと思いましたので、1月の17日ですけども、※※※※の※※主査の方にお電話致しまして。その後の懸案についてお尋ねしたんですけども、町営住宅の、いわゆる建物ですね、建物の計画についてはやっと今やろうとしているところなんだけど、土地の取得、あるいは譲り受け、譲り渡しについての対応については除外申請した時とひとつも変わったらんいうことでしたので、それ以降は特に現地、除外申請の時に現地を見たり、あとお話を伺っておりますので、同じことを2回聞く必要もないと判断しましたので、山崎推進委員も同意見でありましたので、今回については現地調査及び当事者からの事情聴取は、※※※※の※※主査からの聞き取りのみとなっておりますが、前回の除外申請の時と同様に速やかなる採決をお願いしたいと思います。以上です。</p>
代理	<p>はい、ありがとうございました。山崎推進委員さん、他に付け加えたりすることは。</p>
推15番	<p>他には別にございません。よろしくお願い致します。</p>
代理	<p>ありがとうございます。それではこの件に関しまして、なにかご質問があれば挙手をして発言をお願い致します。</p> <p>ございませんでしょうか。</p>
10番	<p>また、ちょっと地図だけ見たら、入り口、進入路言うんかね、これは後から申</p>

1 番	<p>請になるんじゃないか、それともその左になんかが、この定住なんかというて、この地図でね、日貫団地というて書いてあるんでそこが進入路になるんか、ちょっとそこら辺また、再度出るというようなことはどうでしょうか。</p> <p>その件につきましては、現地の方は前回見とるんですけども、現在町営住宅が建っております。その一番上の端の方なんですけど、それはですね、今現在建つとる町営住宅を建てる時に、今回申請が出とります土地につきましても将来的に町営住宅を建築するんだという、したいという計画の元に現存の町営住宅が建っておりますので。その一番右側寄りですね、図面で見ると上になるんですけど、そこがね、通用口というか道路として十分幅員も確保されている。道路の側溝なんかも入っております、特に通路としては新たな問題が生じることはないという風に現地では判断しております。以上です。</p>
代理 8 番	<p>はい、ありがとうございます。その他、ございますでしょうか。</p> <p>転用の形態のところで、この面積、土地の造成が千百いくら、それからそれにあわせて住宅面積が 284、それから駐車スペースが 101。これを見ますと 700 m<sup>2</sup> 辺り、ちょっとまあ、何に使われるか、その面積をちょっと教えていただきたい。</p>
1 番	<p>この面積、過剰ではないかという風なご判断だと思うんですが、これはここで言うとります町営住宅の 6 棟、6 棟というのは当面予算化されて建築出来るいう数値が上がってまして、今後何年か、5 年計画だという話を伺っておりますが、この残りの土地については、今ここにちょっと、300 メーターくらい離れた土地ですか、2 階建ての町営住宅があるんです。これもう非常に古い住宅で、もう 40 年か 50 年くらい経ってる住宅があるんです。これがもうかなり老朽化して、もう天井から漏水があったりするようなこともあって、これもそこで建て替えたいということで、ここにある程度、地元の方にまとまった土地に住んでいただいて、ひとつの街、社会、地域社会みたいなものを構成して、我々の人間関係も作られるような施設にしたいというような意向を※※※※としては持っておられました。現在この申請書を見ますと面積過大じゃないかなと私も印象を受けますけども、それなりに今後それ以外にも増強していく計画をお持ちのようでありまして、その点では特に問題ないなという風に考えています。</p>
代理	<p>はい、ありがとうございます。その他、ございますでしょうか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ないようでしたら採決の方に入りたいと思います。045-19 の案件に関しまして、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と認めたいと思います。案件の方終了しましたので、また古川会長の方に交代したいと思います。</p> <p>～議長交代～</p>
議長	<p>続きまして第 2 号議案の、基盤強化法第 19 条の、農用地利用集積計画の公告についてですけど、これが本総会には 7 件上程されております。この議案につきましては個別に事務局の方で議案書を読み上げてご説明ということは致しませんので、皆さんの方で図面等を精査していただきまして、ご意見、ご質問のある</p>

	<p>方はどの案件からでも結構ですので挙手して発言していただければと思います。ここで若干時間を取ります。</p> <p>皆さんの方でなにかございますか。</p> <p>ございませんなので、ちょっと私から事務局に確認なんですけど、これ借賃の中に10a当たり2753円とかえらい半端な、3954円とか、10a当たり、いわゆる小作料を支払いますよっていう内容になつとるんだけど、これはどうしてこういう端数が出るのかな。</p>
事務局	<p>これはですね、申請によってはその全部で5000円とかいうので出てくるので、それを10a当たりで、システムで10a当りに直して入れるようになってるので、10a当たりで割り戻して記載しております。</p>
議長	<p>だけえこれと言えば、04-36の案件で言えば、1746㎡に対して5000円とか10000円とかいう形で。</p>
事務局	<p>そうです。そういう感じで。</p>
議長	<p>それを10a当りに割り崩すと端数が出るということですね。分かりました。10a当たり27キロっていうのも同じ考え？</p>
事務局	<p>同じように直したら。</p>
議長	<p>はい、分かりました。</p> <p>皆さんで他にございますか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ないようでしたら採決を行います。第2号議案について、皆さんの方でご了解いただける、賛同いただける委員さんの挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。全会一致で全上程案件について了承することで決定致しました。</p> <p>続いては第3号議案ですけども、3号議案はいわゆる相続等による権利移動、これは一応報告ということになっておりますので、採決は行いませんが一応皆さんの方で資料に目を通していただいて、なにか不明な点、疑問な点がございましたら挙手して発言していただいて一向にかまいませんので、皆さんの方で資料を精査してください。若干時間を取ります。</p> <p>ございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ないようでしたら原案通り了解したということにさせていただきたいと思えます。</p> <p>続いて報告の第2号、非農地通知発出状況の報告について、事務局の方から補足説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、それでは報告第2号についてですが、12月において非農地通知を発出した農地の一覧になります。先月話をさせていただいたんですが、非農地通知、皆さんが農地パトロールで再生困難と判断された農地について、再生困難、農地ではないですよという通知を送つとるんですが、全農地に送るのはあれなので、こういった問い合わせ等があった、地目変更の相談があったところについて発出をし</p>

	<p>ております。位置図を付けておりますが、今回で言ったら日貫の青笹、青笹の下の方ですね、と、下田所の田所下集落と、日貫の泊里になりますかね、県道から川向こう。で、相談があって、現地を私も確認させてもらって、発出という形にさせております。発出についてですが、一覧の現管理者の方に発出しております。で、所有の名義人は現在相続等が出来ておらず代わってないものがございますが、本局に問い合わせると代わってない状態でもとりあえず地目変更だけは出来るということだったんですが、相続も併せてお願いしますと言っとるところです。といった感じでございます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。この報告の第2号について、皆さんの方でなにかございますでしょうか。</p>
	<p>これ、こういう形で非農地証明の申請を出して、ここで、総会で審議して、非農地として認めるという文章を出してという手順を今まで踏んできたわけですが、例年、毎年農地のパトロールの時にですね、こういう、私、日貫の案件については、特に++さんの件については前もって、実はご主人が亡くなって相続したんだけど、相続するいうても特に、図面の2、3、4、5、ここには田んぼがあったんですけども、ここは、++さんという方が++家に嫁入りされた訳ですけども、嫁入りされてから2、3年は作った記憶がある。その++さんというのが私より年がひとつ下なんですけども、日和の方ですけども。いうことになるともうかれこれ40年以上、50年近く耕作されとらんというようなことがあって、相談を受けましたんでこれになった訳ですが。農地のパトロールした時にこれは明らかに再生困難だなあという判断された場合には、もしその管理者あるいは所有者の方が現地にお住まいだったりするなら、その時にそういう、農地に戻すのは難しそうに見えるんだけど、農地戻すいう意向がないんならこういう手法がありますよということをお話してあげるのもひとつの手かなという風に思います。そうするとまあ、非農地証明の申請ということになっても、非農地証明の発出という格好で地目変更手続きが出来るということになりますので、それをちょっと今回日貫の案件がありましたので、思いましたので、皆さんの方に今後の参考にさせていただければと思って、今発言しました。</p>
10番	<p>特にございませんでしょうか。</p>
議長	<p>今説明しんさったけえ言おうと思ったんだが、これ++さん、これご兄弟ですかね。名前が、5番6番、名前が。</p>
10番	<p>※※さん、これ※※さんっていうのは。</p>
議長	<p>違う人なん？どがあなん？</p> <p>##さんっていうのはね、##さんって読むんですが、##さんの息子が**さんって方がおられまして、これが去年の1月か2月に亡くなったんですが、その方の奥さんが++++さんなんです。それでこの1番2番の##さんとか、※※さんいうのは、++++さんの舅さんとお姑さんになるんです。それで##さんという方はずいぶん前に亡くなられておりまして、それで部分的に奥さんの※※さんの方へ相続登記がされとったんですけど、##さんの、いわゆる舅さんの名義になっとるのがそのまま相続登記されてなかったということになってます。い</p>

	<p>うことで++++さんっていうのはこの##さん、##さんって書いて##さんと読みます、で**と書いて**さんと言うんですけど、その##さんと**さんの長男の嫁さんになられる++++さんがそういう相続をされたと、今回の申請を出されたと。それで相続登記についてはこの++++さんの息子さんと娘さんがおひとりずつおいでになるんですが、出来れば子供にもいろいろ話しよるんだけど、私を飛ばして息子の方に相続登記されたいという風に思っておるといってお話を伺ってます。</p>
5番	<p>こうしたものを発送した時に、実際地目変更されたかどうかというのは確認出来るもんなんですか。</p>
事務局	<p>地目変更されたかどうかの確認は、うちで報告をお願いすればいいんですけども、システムに反映された時、固定資産台帳が変わった時、とかいうことになるので、現状でいえば。報告をお願いすればいいかなとは思ってるんですが。ちょっとかかります。</p>
5番	<p>それから、法務局が駄目だ言えば駄目なんでしょう？</p>
事務局	<p>法務局が駄目だ言われたら駄目ですね。駄目です。そうならんように、現状を見てやっております。</p>
8番	<p>これ、カタカナのイのところで、周囲の状況から見て継続しても復元することが困難いうてありますけど、やっぱり周囲は森林化しとるとか、そういう関係になるんですかね。</p>
事務局	<p>そうですね、ここで言ったらちょっとだけ、ちょっと起こせばいけるかな思うような場所があったんですが、とても狭く、周囲も全部立木が立っているので、これは継続して利用が無理だなという風に判断しました。</p>
議長	<p>それとかね、水田の場合はもう30年40年耕作しとらんかったらね、まず水路が駄目です。30年40年前に作とったってところはね、当然ほ場整備してないわけですよ。そうすると用水路がコンクリート水路じゃないんで。だけえ水路が、それから言やあね、58年災とか、25年災とかあったりして。で、水路があるようなところは当然谷川があるところなんで。だけえ水路そのものが、まず水路が、用水路が駄目になっとります。それを見ればね、そりゃあ水路を、コンクリート水源で、膨大な設備投資して、それで3畝の田を復元するんいう話になる。だけえそういったところも判断の基準に入れていただければという風に思います。</p>
	<p>ございませんでしょうか。</p>
	<p>(意見、質問なし)</p>
	<p>ないようでしたら報告については、議案については終わりましたが、事務局の方からその他について。</p>

	<p>(その他)</p> <p>(1) 事務連絡</p> <p>(2) その他</p> <p>次回の総会は2月21日(火) 13:30からでお願いします。</p>
--	---

以上会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名押印する。

会 長 印

議事録署名委員 印

議事録署名委員 印